

アライバイサイド「ノー検査リモート」コーナー規定

1. 当社は、以下の各号に該当する事由により会員が被った損害について、賠償責任を負わないものとし、発生した実費（陸送費等）も含め、出品店責任のクレーム対応とします。
 - (1) 出品者がノー検査リモート出品した車両に関しての二重売り、誤搬出などで落札者に損害を与えた場合。
 - (2) 車両トラブルなどで搬出が出来ない場合。
 - (3) 成約車両が、搬出前に事故・火災等により、出品時と車両の状態が変わってしまう事由が発生した場合。
2. 以下の車両は出品不可とします。
 - (1) 所有権移転に法的問題のある車両（接合車、盗難車、差押え車等）。
 - (2) メーター改ざん者、走行不明車、メーター交換車。
但し、走行区分、走行に関する補足事項及び注意事項欄にその旨の記載をすれば出品可能。
 - (3) 冠水車（災害等により、水や泥水が車両のステップを超え室内フロアまで侵入した車両、又はその状態や痕跡が残ると判断される車両）
 - (4) 車検付きの自動車で、ナンバープレート及び封印が取付けられていない車両。
但し、ナンバープレートを成約後に発送できる軽自動車の場合は、注意事項欄にその旨の記載をすれば出品可能。
 - (5) 営業ナンバー車。
 - (6) 移転・抹消登録、新規登録、車検及びその他の申請に必要な書類等が不足する車両。
 - (7) 架装物の書類が必要な特殊車両で書類がない車両。
但し、注意事項欄にその旨の記載をすれば出品可能。
 - (8) 未登録車。
 - (9) 成約時に即時引き渡しができない車両。
 - (10) アライ AA 評価基準における 0~1 点に該当する不動車両、事故現状車両及び部品取り車両。
但し、フレームの錆・腐食のみを理由とする車両は出品可能。
 - (11) 車台番号が不鮮明な車両及び不正打刻車両。
 - (12) 車検有効期限が翌月末未満のナンバー付き車両。
 - (13) 自賠責保険証書のないナンバー付き車両。
 - (14) 火災危険のあるガス漏れ・オイル漏れ車両。
 - (15) 乗用車ベースではないトラック・バス。
3. 出品者から出庫した後に成約車両に生じたトラブルについては、クレーム事由に該当する場合を除き、落札者が責任を負うものとする。
4. 重大な瑕疵（冠水・接合車・メーター改ざん・消火剤散布）及び書類クレームを除き、クレーム対象外とする。

以上